

5.2.10

精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書

付

令和 5 年 2 月 10 日

栗東市市議会議長

様

住所 大津市和邇今宿 892-3 びあ☆
 請願人 特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会
 理事長 川並正幸



紹介議員

梶原 美保



精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書

請願の要旨

- 精神障害者のこころとからだが安心して医療にかかわることができるよう、身体や知的障がい者と同じ医療費助成制度に改善してください。
- 具体的には、入院医療費、および精神科以外の受診においても、奈良県と同様な医療費助成制度が適用されるよう滋賀県に「意見書」を提出していただくようお願いします。

請願の理由

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約 420 万人で国民の重要 5 大疾病中 1 位です。国民の 30 人に 1 人が精神障害の方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困りごとは人それぞれで違っていて、回復にとても時間がかかります。その中に「ひきこもり」や「未就労」の方が多く、他の身体・知的障害者と比べ雇用率、定着率はとても低い状況です。家族会の全国組織が実施した先のアンケート調査結果では 1 ヶ月の平均収入約 6 万で、無年金者は約 20% という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保険医療費の助成は精神科以外、一般的の 3 割負担になっています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の 3 障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障害者は精神科通院のみであります。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることも稀ではありません。「からだ」あての「こころ」です。過日、NHK で放映された ETV 特集「ドキュメント 精神科病院 × 新型コロナ」(2021. 7. 31) で「精神科病院で身体の病気が起こった時に、患者が受けれる治療は精神に障害がない人が受けている治療よりも劣っている…」との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。

奈良県ではすでに精神障害者保健福祉手帳の所持者へは医療費助成を行っています。滋賀県保険医療計画にある「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる」姿の中に、上記の医療費助成制度の改善を要望するものです。